助成期間を延長しました

温泉宿泊施設等利用促進事業
日帰り入浴…1,000円、宿泊…2,000円を助成

市では「温泉宿泊施設等利用促進事業」を実施。市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成しています。
＊県などが実施している助成事業と併用できる場合があります

■対象　県民または県内で勤務している人
※団体利用の目安は15人程度

■助成額
◦**日帰り入浴支援（１食付き）**…利用者１人当たり1,000円
※2,000円未満（消費税込み、入湯税別）のプランは対象外

◦**宿泊支援（素泊まり含む）**…利用者１人当たり2,000円
※4,000円未満（消費税込み、入湯税別）のプランは対象外

■助成期間　７月14日(木)まで

■利用方法
①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約
②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出
※居住地や勤務地を確認（団体の場合は代表者１人）できる書類を提示してください
③助成額を差し引いた利用料を支払う

＊利用申込書は、市ホームページに掲載しています

市ホームページQRコード

新型コロナの感染状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、本事業の利用者が予約をキャンセルしてもキャンセル料は徴収されません

【問い合わせ】本館観光課（☎41-3542）

７月22日から第６弾を実施

がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくるキャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！

市内対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay（ペイペイ）」で決済した場合に、支払額の最大20%のPayPayポイントを付与するキャンペーンを実施します。

■期間　７月22日(金)〔午前０時〕～８月21日(日)〔午後11時59分〕
■内容　キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayポイントが後日付与されます。
※PayPay１アカウントにつき１決済当たりの付与上限は4,000ポイント（例：10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayポイントを付与）、期間中の付与合計上限は15,000ポイント。支払方法などの条件はPayPayホームページでご確認ください

PayPayアプリ操作方法説明会
■期日　７月19日(火)・28日(木)、８月８日(月)
■時間　午前11時～午後６時
■場所　イトーヨーカドー花巻店（フードコート）

地元事業者の皆さんへ

売り上げ向上を図るため キャッシュレス決済を導入しませんか

同キャンペーンに参加するためには、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を導入する必要があります。PayPayは、スマートフォンやパソコンなどがあれば導入できます。申し込みや導入に関するお問い合わせは、PayPay株式会社新規加盟店希望窓口〔月～金曜日（祝日を除く）、午前10時～午後７時（☎0120-936-220）〕にお願いします。
＊新規導入を希望する事業者は、７月11日までにPayPay株式会社の審査を終え、市が対象店舗として認定することで、８月１日から取り扱いが可能となります。希望する場合は、早めの加盟申し込みをお願いします

【問い合わせ】本館商工労政課（☎41-3534）

収入が減少した世帯が対象

新型コロナの影響による国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合には、令和４年度の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（以下、保険料など）が減免になる場合があります。
減収により保険料などの負担が大きい場合は、下記へご相談ください。

■対象・減免額

①新型コロナウイルスに感染し、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合…**全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響で、主な生計維持者の収入の減少（＊）が見込まれる場合…**一部免除**

＊…収入の減少については、次の要件を満たす世帯が対象
▶主な生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入（以下、事業収入等）のうち、いずれかの収入で令和４年中の収入が令和３年中に比べ10分の３以上減少する見込みであること▶複数の種類の事業収入等がある場合、減少する見込みの事業収入等にかかる所得を除いた令和３年中の所得の合計額が400万円以下であること▶国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免の場合、生計維持者の令和３年中の所得の合計額が1,000万円以下であること

【減免の例】

世帯員	令和３年の所得額	令和４年の収入見込み	令和４年度の保険料などの額	減免後の保険料などの額
夫 68歳（主な生計維持者）	事業所得300万円 年金所得20万円 年金収入 130万円	新型コロナの影響で令和４年の事業収入が令和３年の10分の３以上減少	国民健康保険税 30万4,100円 介護保険料 11万400円	国民健康保険税 8万2,900円 減免額 22万1,200円 介護保険料 2万7,600円 減免額 8万2,800円
妻 68歳	年金所得10万円 年金収入 120万円	令和３年と変わりなし	介護保険料 6万9,000円	介護保険料 1万7,300円 減免額 5万1,700円
父 90歳	所得０円 年金収入 70万円	令和３年と変わりなし	介護保険料 6万2,100円 後期高齢者医療保険料 4万900円	介護保険料 1万5,600円 減免額 4万6,500円 後期高齢者医療保険料 1万200円 減免額 3万700円

減免額は▶保険料の額▶令和３年の所得額―により算定され、減免割合も異なるため、上記の減免額になるとは限りません。
対象となるかどうか、申請方法など、まずは電話で右記へお問い合わせください。

【問い合わせ】
▷国民健康保険税に関すること…本館市民税課（☎41-3526）
▷介護保険料に関すること…新館長寿福祉課（☎41-3578）
▷後期高齢者医療保険料に関すること…本館国保医療課（☎41-3583）